

区バス車両広告取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、区バス車両等における広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(要件)

第2条 南区・区バス車両等に広告を掲載できる者は、新潟市内若しくは隣接する市町村に本社又は支店、営業所等があるものとする。

2 広告の種別および内容は、区バスの公共性や品位、車両デザインを損なう恐れのないものでなければならない。

3 次のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業

(2) 政治および宗教活動に関わると認められるもの

(3) 公序良俗に反すると認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上不相当と南区長が認めるもの

4 前項各号への該当性の基準は、新潟市広告掲載基準に準ずるものとする。

(広告設置箇所)

第3条 広告設置箇所は、次のとおりとする。

	掲載番号	広告掲載箇所	該当車両	1 枠あたり 広告掲載台数	
市が所有する 車両	①	車外・左側面窓ガラス上部	日野ポンチョ	2 台	
	②	車外・右側面窓ガラス上部		2 台	
	③	車外・左側面中央下部		2 台	
	④	車外・左側面出入口下部(協賛広告)		2 台	
	⑤	車外・左側面中央中部		2 台	
	⑥	車外・両側面ラッピング広告	日野レインボー	1 台	
	⑦	車外・左側面上部		1 台	
	⑧	車外・右側面上部		1 台	
	⑨	車外・後方上部		1 台	
	⑩	車外・後方下部		1 台	
	その他	⑪	車内・広告(一般広告)	日野ポンチョ および 日野レインボー	3 台
		⑫	車内・広告(協賛広告)		3 台
		⑬	車内・運転席後部表示版		3 台
その他	⑭	関連印刷物広告(協賛広告)		-	

(広告の規格、掲載料及び掲載期間)

第4条 広告の規格、広告料及び掲載期間は、「南区・区バス広告料金表、南区区バス広告位置図」のとおりとする。

南区・区バス広告料金表

掲載番号	広告掲載箇所	掲載規格(mm)	掲載期間	車両広告 1 枠当りの 掲載台数	1 枠あたり 広告料金 (税抜)※1
①	車外・左側面 窓ガラス上部	W1200×H300	1か月単位	2 台	3,000 円/月
②	車外・右側面 窓ガラス上部	W1200×H300	1か月単位	2 台	3,000 円/月
③	車外・左側面 中央下部	W1400×H900	1か月単位	2 台	12,000 円/月
④	車外・左側面出入口下 部(協賛広告)※2	W 930×H430 以下	1 年単位	2 台	1,000 円/月
⑤	車外・左側面中央中部	W1200×H300	1 か月単位	2 台	3,000 円/月
⑥	車外・両側面 ラッピング広告	日野レインボー 車両の両側面	1年単位	1 台	400,000 円/年 (初年度のみ 200,000 円/年)
⑦	車外・左側面上部	W1200×H250	1 か月単位	1 台	2,000 円/月
⑧	車外・右側面上部	W1200×H250	1 か月単位	1 台	2,000 円/月
⑨	車外・後方上部	W1200×H400 以下	1 か月単位	1 台	5,000 円/月
⑩	車外・後方下部	W 700×H400 以下	1 か月単位	1 台	5,000 円/月
⑪	車内・広告 (一般広告)	B3 以内	1 か月単位	3 台	1,000 円/月
⑫	車内・広告 (協賛広告) ※2	B3 以上	1 年単位	3 台	④に含む
⑬	車内・運転席後部 表示版上部	A3 以内	1 か月単位	3 台	1,000 円/月
⑭	関連印刷物広告 (協賛広告)※2	区役所が発行する公 共交通関連印刷物 への掲載	-	-	④に含む

※1 掲載料金については、広告のデザイン料及び出力費、施工費、撤去・原状復旧費は含まないため、実費を広告主から別途徴収する。

※2 協賛広告は、企業・団体等の名称(またはロゴマーク)のみを掲載する。

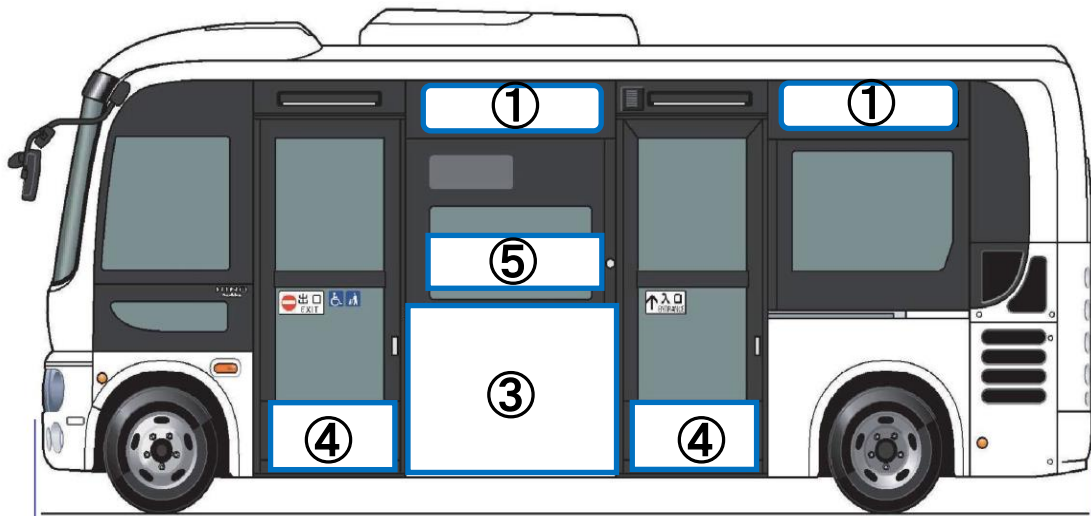
※ 広告の材質については、住友 3Mフィルム&コントロール仕様または、新潟市と協議の上、同等品の使用を認めるものとする。

※ 掲載期間は原則として 1 年間とするが、年度の途中から掲載する場合の期間は、当該広告の掲載を決定した翌月から当該年度の 3 月 31 日までとし、広告料は、月割りで計算するものとする。

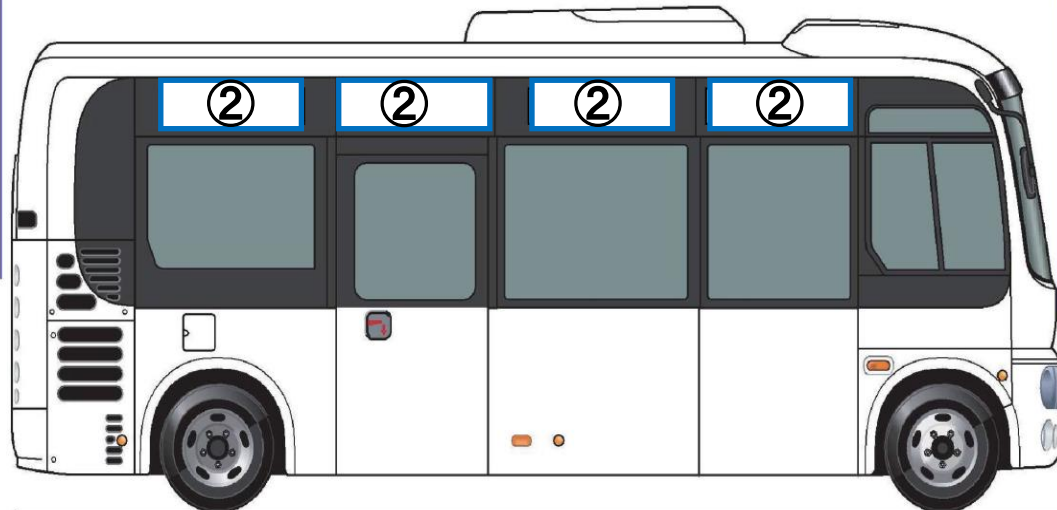
※ 広告の掲載料は、掲載日に関わらず月単位とし、日割り計算はしない。

南区区バス広告位置図

(1) 日野 SDG-HX9JLBE(日野ポンチョ) 2台

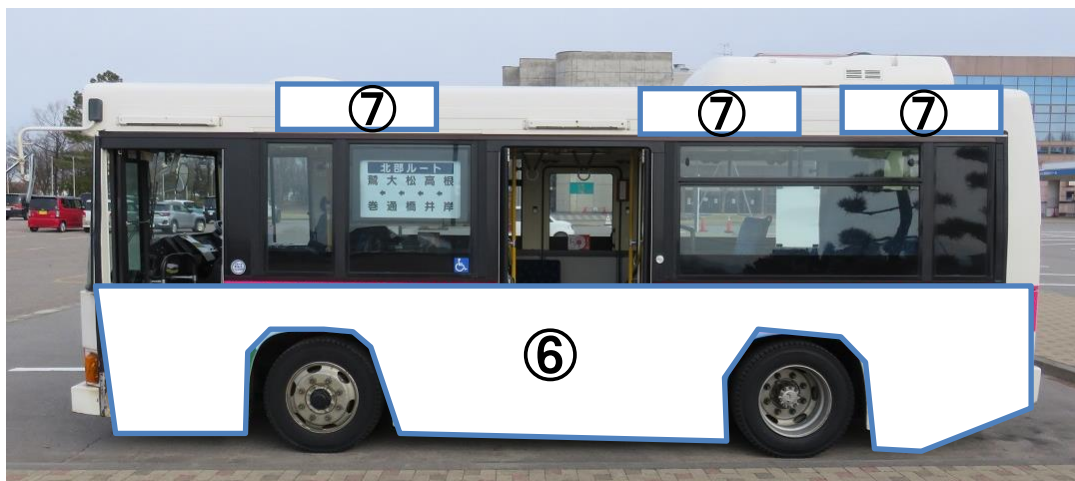


全長 6,990 mm

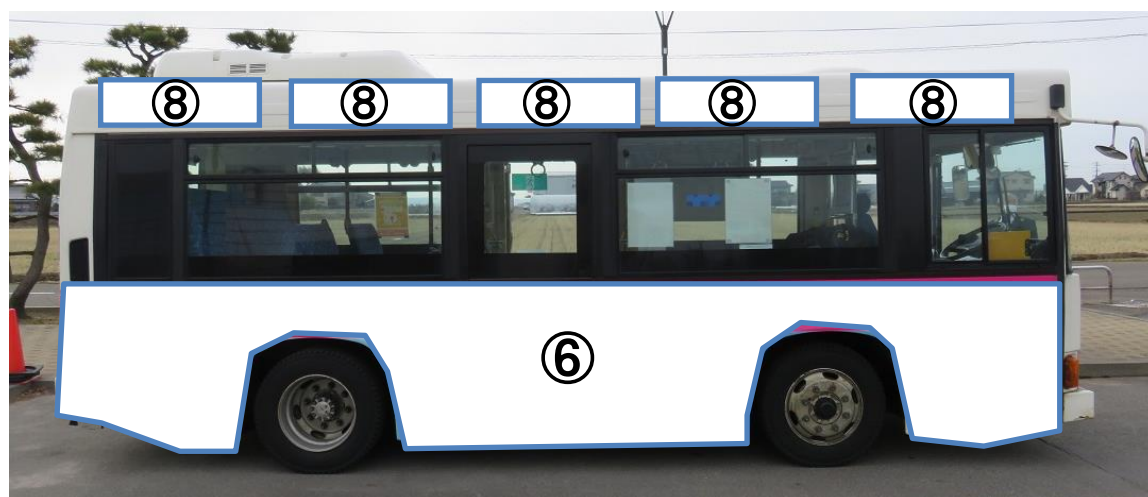


(2) 日野レインボー HR 1台

ア 車体・左側面



イ 車体・右側面



ウ 車体・背面



(3) 車内広告掲載箇所

車内・広告(一般広告)



車内・広告(協賛広告)



車内・運転席後部表示板上部



(広告の募集)

第5条 運行事業者は、広告に空きがある場合は、随時募集し、掲載希望者から広告の提出を受けて先着順で掲載するものとする。ただし、掲載希望者が多数同時の場合は、抽選とする。

(広告料徴収について)

第6条 運行事業者は、毎月の掲載料を広告主から徴収する。ただし、当該年度分の掲載料を広告主から一括徴収して徴収することができるものとする。

(広告物の許可)

第7条 運行事業者は、広告主からの広告の提出があった場合は、新潟市に提出し、掲載の許可を得るものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、車両広告物の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載後の原状回復)

第9条 広告掲載期間終了後、運行事業者は広告主に原状回復させるものとする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 新潟市は、広告掲載後でも、区バス車両の維持管理や運行上支障が生じる場合は、掲載上支障が生じた場合などは、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、運行事業者は、徴収した掲載料のうち掲載が終了していない月の分を広告主に返還するものとし、広告のデザイン料、出力費、施工費等の費用は、返還しないものとする。

(広告物)

第11条 運行受託者は、広告物設置前にレイアウトを新潟市へ提出するものとする。

(協議)

第12条 この基準に定めのない事項又は疑義が生じたときは、新潟市と運行事業者が協議のうえ、解決を図るものとする。